

玉東町木葉駅周辺重点整備地区 における交通安全特定事業計画

令和8年5月

熊本県警察

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、玉東町バリアフリー基本構想に即して、木葉駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添地図参照）
木葉東交差点から木葉駅前までについての道路の区間
 - 国道208号（木葉東交差点から木葉交差点まで）
 - 県道部田見木葉線（木葉交差点から木葉駅前まで）
- 2 前記道路の区間において実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 国道208号（木葉東交差点から木葉交差点まで）
 - ア 事業内容
 - 信号機の改良（視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置又は経過時間表示付き歩行者用信号灯器の整備）、あるいは信号機の定数設定（高齢者、障害者等が安全に横断するために必要な青時間を設定）
 - 横断歩道の高輝度化
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和15年度まで
 - (2) 県道部田見木葉線（木葉交差点から木葉駅前まで）
 - ア 事業内容
 - 信号機の改良（音響式歩行者誘導付加装置の整備）、あるいは信号機の定数設定（高齢者、障害者等が安全に横断するために必要な青時間を設定）
 - 横断歩道の高輝度化
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和15年度まで
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 高齢者、障害者等からの意見聴取
事業の実施に当たっては、地域住民、高齢者・障害者等関連団体の代表者等から、適宜、意見を聴取する。
 - (2) 高齢者、障害者等への情報提供
 - ア 県警ホームページにおいて、視覚障害者用付加装置及び音響式歩行者誘導付加装置の設置箇所、鳴動時間等を公表する。
 - イ 玉東町役場等と協力し、高齢者、障害者等へのバリアフリーの整備状

況に関する情報提供に努める。

(3) 関係機関との連携の強化

玉東町バリアフリー基本構想策定協議会等の機会を通じて、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行う。

(4) 交通実態に即した交通規制の実施

交通規制の実施に当たっては、歩行者動線等の交通実態の調査・分析を行い、交通実態に即した交通規制の実施に努める。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導・取締り、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を、関係機関等と連携して計画的に実施する。